

契約ひな形 基本的事項Q & A

Q1. 何故このような契約を結ばなくてはならないのですか？とても手間がかかるように思われます。



A1. **契約が和牛遺伝資源の法的保護の必須条件であるからです。** 手間を最小限にするため、このひな形は**1度の合意で毎回の売買に適用される**ものとなっています。

Q2. 精液等は国内で取引する和牛の生産にのみ利用してきましたが、今後は新たな制限が追加されてしまうのですか。



Q2. **今後も同じように利用できます。** このひな形は、**国内活用について法的に約束すること**を後押しするためのものです。

Q3. 保存、利用などの記録は特別な帳簿を作らなければならないということですか？



A3. **取引帳簿や家畜人工授精簿など、既存の業務書類の利用を想定しています。** これらで足りていれば特別な帳簿は必要ありません。

Q4. 違約金を支払えば契約に従わずに自由に精液等を扱ってよいのですか？



A4. **いいえ、引き続き契約に従う必要があります。** 違約金は違反行為へのペナルティであり、契約の効力は継続します。